

用語解説

用語解説

●英数	
1.5℃特別報告書	気候変動の脅威への世界的な対応の強化と、持続可能な発展及び貧困撲滅の文脈のなかで、1.5℃の気温上昇にかかる影響、リスク及びそれに対する適応、関連する排出経路、温室効果ガスの削減（緩和）等に関する内容がまとめられた IPCC の特別報告書。
kg-CO2/kWh（キログラムシーオーツーパーキロワットアワー）	1kWh あたりの二酸化炭素排出量。電気の排出係数に用いる単位。
ZEB（ゼブ）	Net Zero Energy Building（（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称。快適な室内環境を実現しながら、省エネ性能の向上と再生可能エネルギーの活用により、建物で消費する年間のエネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。
ZEV（ゼロ・エミッション・ビークル）	Zero Emission Vehicle（ゼロ・エミッション・ビークル）の略称。走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）のこと。
●あ行	
エネルギー消費原単位	対象とする事業者、建物、設備等の一定期間のエネルギー消費量を同じ期間の活動量で割った値。活動量の一例としては、来館者数、延床面積、在室人数などが挙げられる。省エネ法では「エネルギー消費原単位を年平均1%以上改善」することが求められている。
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）	工場等、輸送、建築物及び機械器具等についてのエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に関する所要の措置等を講ずることを目的とした法律。一定規模以上の（原油換算で1,500kl/年以上のエネルギーを使用する）事業者は、国に対してエネルギーの使用状況等について定期的に報告することが求められる。
温室効果ガス	太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収し、大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガス。主な温室効果ガスには、二酸化炭素のほか、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素がある。
温室効果ガス排出実質ゼロ	温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること。

温室効果ガス排出量	温室効果ガスの物質ごとの排出量それぞれに、地球温暖化への影響の大きさを示す値である「地球温暖化係数」を乗じて二酸化炭素排出量に換算し、それらの値を合計したもの。
●か行	
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出をゼロにするということではなく、日常生活や経済活動などからの温室効果ガスの排出量と、森林などによる温室効果ガスの吸収量がプラスマイナスゼロとなる状態のこと。
カーボンハーフ	2021年1月に東京都が表明した「2030年までに温室効果ガス排出量を2000年比で50%削減する」という目標。
化石燃料	動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のことで、主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがある。化石燃料を燃焼すると、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素(CO ₂)や、大気汚染の原因物質である硫黄酸化物、窒素酸化物などが発生する。
環境推進員	各職場におけるめぐるエコプラン3の取組推進のために、各職場で選任することとしている者。年度末に所属職員へセルフチェックを周知し、各職場における取組状況等の報告等を行う。
環境配慮型製品	生活や経済活動を支える物品のうち環境負荷が低減されているもの。
気候変動に関する政府間パネル(IPCC)	1988(昭和63)年に、国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)により設立された政府間組織。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、「気候変動枠組条約」の活動を支援する。5~7年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。
基礎排出係数	電気事業者がそれぞれ供給した電気の発電に伴い、燃料の燃焼に伴って排出された二酸化炭素の量を供給した電力量で除して算出したもの。
業務その他部門	温室効果ガス排出量の対象となる区分のうち、事務所・ビル、商業・サービス業などにおける事業活動に伴うCO ₂ 排出。事業活動に伴う自動車利用による排出は含まない。
原油換算	燃料、熱、電気を対象に定められている省エネ法に関連して、各事業者がどの程度エネルギーを使用したかを分かりやすく示すための指標。

国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)	2021年10月31日から11月12日まで、イギリス・グラスゴーにおいて開催された国連気候変動枠組条約締約国会議。
●さ行	
再生可能エネルギー	一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇せず繰り返し利用できるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等をエネルギー源として利用することを指す。
実質ゼロ	温室効果ガスの排出量と森林などによる吸収量が均衡して、差引ゼロとなる状態。(=正味ゼロ)
循環型社会	廃棄物等の排出抑制及び廃棄物等の資源利用が行われ、なおかつ利用できないものは適正に処分されることが確保された社会。
省エネルギー型機器	エネルギー消費効率の向上が図られた機器。
正味ゼロ	温室効果ガスの排出量と森林などによる吸収量が均衡して、差引ゼロとなる状態。(=実質ゼロ)
ゼロエミッション東京	東京都において、2050年にCO2排出実質ゼロとすること。
ゼロエミッション東京戦略	2019年12月に策定されたゼロエミッション東京の実現に向けたビジョンと具体的な取組・ロードマップをまとめた戦略。
ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report	2030年までに温室効果ガス排出量を50%削減(2000年比)する「カーボンハーフ」の実現に向けて、2019年に策定・公表した「ゼロエミッション東京戦略」をアップデートしたもの。
ゼロカーボンシティ	2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体のこと。
●た行	
太陽光発電	シリコン半導体などに光が当たると電気が発生する現象を利用し、太陽の光エネルギーを太陽電池(半導体素子)により直接電気に変換する発電方法。
脱炭素社会	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量と森林などによる吸収量が相殺され、温室効果ガス排出量が「実質ゼロ」を目指す社会のこと。
地球温暖化	人間の活動の拡大を起因とする、大気中の温室効果ガスの濃度上昇により、地球規模で気温や海水温度が上昇し、氷河や氷床が縮小する現象のこと。
地球温暖化対策計画	地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果

	ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画。
地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）	地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動等による温室効果ガス排出量の削減等を促進するための措置を講ずること等を目的とした法律。
地方公共団体実行計画（事務事業編）	地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画であって、計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容等を定めるもの。
調整後排出係数	基礎二酸化炭素排出量に、固定価格買取調整二酸化炭素排出量を加えて調整した量から、排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等を控除した量を販売電力量で除して算出したもの。
低炭素社会	地球温暖化の影響による被害が最小となるよう、二酸化炭素等の温室効果ガス排出量が削減された社会。
●な行	
二酸化炭素換算	「地球温暖化係数（GWP、Global Warming Potential）」と呼ばれるある一定期間にそれぞれの温室効果ガスがおよぼす地球温暖化の影響について、CO ₂ の影響を1としたときの係数を用いて換算した数値。
●は行	
排出係数	活動量（例：電気、ガス、ガソリンなど）あたりにどれだけの温室効果ガスを排出するかを示す数値。活動量に排出係数を乗じることで、活動に伴い排出された温室効果ガスを算出できる。
パリ協定	2015年11月30日から12月13日までフランス・パリにおいて開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において採択された法的枠組み。産業革命前からの平均気温の上昇を2℃より十分下方に保持し、1.5℃に抑える努力を追及することなどを目的としており、その実施に当たっては、各国の削減目標などを定めた「自国が決定する貢献（NDC：Nationally Determined Contribution）」を5年毎に提出することが義務付けられている。
非化石証書	CO ₂ を出さない電気の環境価値のひとつである非化石価値を取り出し、証書のかたちにして売買を可能にしたもの。

非化石燃料由来電力	化石燃料以外のエネルギー源によって発電された電気。
平均気温	月平均気温（1時から24時までの毎正時24回の観測値を平均した日平均気温を、月単位で平均した値）を年間で平均した値。
●ま行	
目黒区環境基本計画	「目黒区環境基本条例」第8条に基づき策定するもので、同条例第3条に掲げられた基本理念を実現するため、環境に関する長期目標と施策の方向を示し、区民、事業者、区のそれぞれが担うべき取組を明示する計画。